

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 芝山工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 22-7-1 対象となる資材等	骨材 C-40の調達地域は茨城県笠間市とありますが、吹付コンクリートに使用する粗骨材は記載されていませんので、骨材のうち茨城県笠間産はC-40だけでしょうか。ご教示下さい。	骨材 C-40、仮設材(鋼材)の調達地域については特記仕様書 22-7-1に示す地域を想定しておりますが、吹付コンクリートに使用する粗骨材の調達地域について指定はありませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	特記仕様書 17-2(3) 設計図 本線2/89	(3)に再資源化(最終処分)をする名称所在地の記載がありますが、処理施設に運搬する場合、運搬ルートは設計図本線2/89位置図に記載の路線に拘束されるのでしょうか。終点側坑口から株式会社石井興業コンクリートリサイクルセンターへ運搬する場合進No.3⇒⑧-2⇒⑨⇒③⇒②のルートは遠回りになりますので、通行可能な最短距離を通行することは可能でしょうか。ご教示下さい。	設計図 本線2/89に示す工事用道路については、本工事における土運搬及び資機材搬入等を行うための指定となります。 再資源化処理施設への運搬経路についての指定はありませんので、貴社の施工計画に基づきお考えください。